

令和8年度

秩父市 I T 関連オフィス開設補助金

I T 関連オフィスを新たに開設するなら秩父市へ

秩父市の特徴

豊かな自然環境&強い地盤

四方を山々や川に囲まれた自然豊かな環境で、のんびりとした雰囲気豊かなワークライフ。

地震にも強い。
非常に堅固な地盤で周囲を囲まれているため、同じ地震でも平野部に比べて震度が小さくなります。

交通アクセス

都心から近い。(約80分)



支援制度

市内に新たに賃借により I T 関連オフィスを開設する際に、賃借料と通信回線使用料及び交通費の一部経費を補助します。

対象者

秩父郡市外に所在し、市内に I T 関連オフィスを開設する事業者

補助金額

上限月額 10 万円 (補助率 1/2)

※賃貸借契約日の属する月から令和9年3月まで(最長3年間)

申請方法

郵送、メール又は窓口にて申請してください。

申請期間

令和8年4月1日から随時受付中

※予算の範囲内で先着順

《お問合せ》

〒368-8686 秩父市熊木町8番15号 (歴史文化伝承館3階)

秩父市 産業観光部 産業支援課

TEL : 0494-25-5208 FAX : 0494-25-0136

Mail:sangyo@city.chichibu.lg.jp

IT関連オフィス開設補助金

1. 概要

企業において近郊分散型ワークスタイルへのニーズが高まっていることから、IT関連オフィスを開設する秩父郡市外の事業者に対して、開設等にかかる経費の一部を補助することにより市内の産業振興や地域の活性化を図る。

2. 補助対象者

- ・秩父郡市外に所在し、秩父市内にIT関連オフィスを開設する事業者（※事業を営む法人・個人）
- ・IT関連オフィスにおいて従業員が1名以上就労すること
- ・市外で1年以上の事業実績を有すること
- ・令和3年4月1日以降に事業を開始するために賃貸借契約を締結したものであること
- ・事業開始の日がIT関連オフィスの賃貸借契約日から90日以内であること

3. 補助対象事業

- ・IT技術を活用した製品・ソフトウェア・コンテンツ等の開発、またはサービス提供を行う事業

IT関連事業（例）	ITを活用したクリエイティブ関連事業（例）	ITを活用したサービス提供事業（例）
・WEB、デジタルコンテンツ制作 ・システム開発、プログラミング関連 ・CG、ゲームソフト制作関連	・デザイン、写真、イラスト ・音楽、アート、設計、インテリア	・インターネットビジネス ・出版、編集、広告関連 ・コンサルティング関連

4. 補助金額

- ・月額上限10万円（補助対象経費の1/2）
- ・上限10万円のうち、交通費は2万円までを上限とする。
- ・補助期間は、賃貸借契約日の属する月から令和9年3月まで（最長3年間）

5. 補助対象経費

区分	内容
賃借料及び使用料	土地・建物の賃借に要する経費 （敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料その他これらに類する経費及び消費税を除いたもの）
通信回線利用料	電話料金、インターネット接続費、クラウドサービス利用料、プロバイダー利用料、その他通信回線を利用して事業を行うために必要な経費（通信費は基本料金のみ）
交通費	本社とIT関連オフィス間の交通費（公共交通機関に限る。）月8往復分

6. 提出書類（申請時）

補助金交付申請書、企業等概要調書、事業計画書、収支予算書、法人登記事項証明書、定款、IT関連オフィスの賃貸借契約書の写し、通信回線使用料の見積書等

7. 対象となる事業例

■具体的にはこんな方を想定しています。

- ・地方への拠点（支社・サテライトオフィス等）を設置したいIT関連企業の方
- ・ワーケーションの拠点となる事務所を長期契約により常設したいIT関連企業の方
- ・フリーランスでIT関連の事業を行っている方